

特別清算手続をご存知ですか ～清算型倒産手続は破産以外にもあります～

土井 一磨
Kazuma DoiPROFILEはこちら 

1 はじめに

読者の皆様におかれましては、「会社の清算」というと、破産手続をイメージされる方もいらっしゃるかと存じます。しかしながら、会社に関する基本的事項を定めた会社法には、債務超過等に陥った会社を清算する手段として、特別清算(会社法510条)という手続が設けられています。特別清算の利用件数は年間300件弱¹であり、法的倒産手続としてはお聞き馴染みのないマイナーな手続であるともいえますが、使い方によっては破産手続よりも迅速かつ簡便に債務超過等の状態にある会社を清算することが可能です。そのため、特別清算手続の概要を把握しておくことは、会社の整理・清算を検討される場合はもちろんのこと、取引先等から特別清算手続を採りたいとの連絡を受けた際に、的確な対応を行うためにも非常に有益かと存じますので、この場を借りてご紹介させていただきます。

なお、債務超過がなく、かつ、清算業務を行ううえで著しい支障がない会社の清算手続としては、通常清算手続(会社法475条)が会社清算の基本形として会社法上設けられています。通常清算手続の概要につきましては、本ニュースレター第22号「通常清算手続をご存知ですか～会社清算の原則形態のご紹介～²」をご参照ください。

2 特別清算手続の概要

(1) 協定型と個別和解型

特別清算手続は主に、債務超過にある株式会社を清算す

るために用いられます。債務超過にあるということは、特別清算会社の資産をもって、全ての債務を弁済することができないことを意味するため、債権者に対して債権のカットを求める必要があります。そのための方法として、特別清算手続には一般に「協定型」と「個別和解型」と呼ばれる2つの手続形態があると整理されています。

協定型は、会社法が予定している原則的手続であり、債務の減免や弁済方法などといった清算のための基本事項である「協定」を債権者集会において可決(会社法567条)し、裁判所による協定の認可(会社法569条)を経て、協定の実行として債務の弁済等を行うことで会社清算を図る方式です。この場合、協定を可決するための要件として、債権者集会において、①出席債権者の過半数の同意(会社法576条1項1号)と②議決権総額(≒総債権額)の3分の2以上の議決権を有する者の同意(会社法576条1項2号)が必要となります。

これに対し、個別和解型は、特別清算会社が全ての債権者との間で個別に、債務の減免・弁済方法などについて和解を締結し、裁判所の許可(会社法535条1項4号)を経て、和解契約の履行として債務の弁済等を行うことで会社清算を図るという実務上用いられている方式のことをいいます。

(2) 債権者の事前同意と申立費用

上述のとおり、協定型では債権者集会における協定の可決が、個別和解型では全ての債権者との間での個別和解の成立が必要となります。そのため、特別清算手続を迅速かつ確

1: 帝国データバンクの倒産集計一覧(<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/>)によれば、2018年は286件、2019年は292件、2020年上半期は131件の会社が特別清算手続の開始を申し立てています。

2: https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202004-P11-13-Doi20200414.pdf

3: 実際に東京地方裁判所の運用では、特別清算手続開始申立時点で、債権総額3分の2以上の債権者から特別清算手続を申し立てることについての同意書を取得することが原則として求められています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

実を実施するためには、特別清算手続の開始を裁判所に申し立てる時点で、少なくとも協定を可決するに足りる債権者から特別清算手続による清算を図ること、及び、弁済の方法等について同意を得ておくことが望ましいといえます。

事前に債権者の同意を得られている場合、債権者集会における協定の可決または個別和解の成立により特別清算手続が無事に終結する可能性が高いことから、特別清算手続開始申立時に裁判所に対して納める予納金の額は低く設定されています(東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、協定型の場合には5万円、個別和解型の場合には9458円を予納金とするとの運用がなされています⁴⁾)。

これに対して、債権者からの事前の同意が得られていない場合⁵⁾には、債権者集会において協定が否決されたり、個別和解が成立しなかったりすることにより、特別清算手続が頓挫し、破産手続に移行(会社法574条)する可能性があります。このような場合には、清算人による業務を監督するために裁判所から監督委員(会社法527条)を選任したり、破産手続への移行に備えたりする必要があることから、債務の総額等に応じて、破産手続における予納金に相当する程度の金額の予納金(数十万円から数百万円)を特別清算手続開始申立時に裁判所に対して納めることが求められることになります。

(3) 特別清算手続の特徴

ア 対象

通常清算手続や破産手続と異なり、特別清算手続は原則として株式会社のみが対象となっています⁶⁾。

イ 清算業務の遂行主体

破産手続の場合、裁判所から選任された破産管財人が清算業務を遂行しますが、特別清算手続では、特別清算

会社の株主総会において選任された清算人が清算業務を主導し、裁判所は後見的な役割を担うに留まります。そのため、特別清算手続はDIP型の清算手続とも呼ばれております。清算人には、特別清算会社の元取締役が選任されることが多いため、取引先との関係の円滑な清算や仕掛業務の完遂など、迅速な手続の進行、高額での換価が期待できます。一方で、清算人による清算業務の円滑な進行が期待できない場合などには、管理型である破産手続が適当であるといえます。

ウ 換価及び弁済のための制度

特別清算手続においても、債権者間の公平を図るために相殺禁止に関する規定は存在します(会社法517条、518条)。一方で、破産手続における否認権制度に匹敵するような制度は、特別清算手続においては存在しません。また、弁済すべき債務を確定するための制度として、破産手続に存在する債権調査やその後の債権確定のための諸手続も、特別清算手続においては規定されていません。そのため、これらの手続を用いる必要がない場合には、特別清算手続によって迅速かつ円滑な清算が可能になりますが、散逸した財産を回収する必要がある場合や資産の換価に問題がある場合、弁済すべき債務に争いがある場合には、債権者に対して最大限かつ公平な弁済を行うためにも破産手続を用いる必要があるといえます。

エ 債権者の同意による債務弁済

上述のとおり、協定型においては、出席債権者の過半数の同意と議決権総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意が、個別和解型においては全ての債権者との間での和解成立が必要不可欠となります。そのため、大口債権者が特別清算手続による清算を明示的かつ確定的に拒んで

4:2020年10月現在の金額。予納金の額は裁判所の運用によって異なるため、実際に申立てを検討される際には、ご相談いただければと存じます。

5:大阪地方裁判所では、協定型のうち、債権者の事前同意を得られていないものを「本来的協定型」、債権者の事前同意を得られているものを「準協定型」と呼んでいます。

6:相互会社(保険業法184条)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律180条4項)、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律164条4項)については用いることができます。なお、特例有限会社については用いることはできません(会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法87号)35条)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いる場合などには、破産手続による清算に抛らざるを得ません。

また、協定または個別和解により、債務の一部が免除された場合、特別清算会社には債務免除益が発生します。繰越欠損金や換価手続の過程で発生する譲渡損失などにより、債務免除益を潰し込むことが可能な場合は問題ありませんが、債務免除益の処理が困難であり、結果として多額の納税が発生する可能性がある場合には、特別清算手続を用いることについて慎重な検討が必要となります。

(4) 特別清算手続の主な用途

ア (自己)破産の代用

特別清算手続の場合、従前の取締役が清算人として事業の清算を主導することができますので、円滑かつ迅速な清算業務を図ることが可能になります。また、費用面においても、上述のとおり破産手続と比較して安価での処理が可能になります。したがって、否認権行使の対象となる財産散逸行為等がなく、債権者との間で特別清算会社が弁済すべき債務の内容及び額に争いが無い場合には、特別清算手続による会社清算を行うことも選択肢の一つとして有力になります。

イ 事業再編

業績不振に陥っている株式会社について、事業再建の手段として優良事業を社外に切り出して、残存する資産と負

債を清算処理することがあります(いわゆる、第二会社方式)。残存事業の清算は、破産手続や民事再生手続によっても行うことができますが、破産等による風評被害を回避しつつ、比較的迅速かつ円滑な清算を図るための手段として、特別清算手続が用いられることは少なくありません。

ウ 親会社による業績不振子会社の整理

債権者は、協定の結果⁷、弁済を受けることができなかった残債務を貸倒損失として計上することができます。そのため、親会社が業績不振の子会社を清算する際に、子会社について特別清算手続を行うことを決議し、子会社に対して債権を有する者から当該債権を買い取ったうえで、協定による清算を実施することで、最終的に弁済を受けることができなかった残債権を親会社の貸倒損失として計上し、親会社の法人税を軽減することが可能となります。

3 結語

このように特別清算手続は、利用件数こそ多くはありませんが、使い方によっては有用な会社清算の手段の一つとなります。本稿にてご紹介させていただきました内容以外にも、特別清算手続については破産手続や通常清算手続と異なる規定や、固有の論点もございますので、特別清算手続を用いた会社の整理・清算を検討される場合や、取引先等から特別清算手続を行いたいとの連絡・相談を受けられた際には、是非お気軽にご相談いただければと存じます。

7: 個別和解型の場合に、和解契約において放棄した債権相当額を貸倒損失として計上することが可能かについては、税務上議論があります。個別和解型における損金算入を否定した事例として、東京高裁平成29年7月26日判決がありますが、これは事業継続性があり、実質的に見て倒産の危機に瀕していると言えない子会社に対して、親会社が債権放棄を行ったという事案における判断であり、個別和解型における損金算入を一律に否定するものとはいえません。東京高裁平成29年7月26日判決については、本ニュースレター第5号でもご紹介しておりますので、ご参照いただければと存じます。(https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201811.pdf)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】